平成２８年（フ）第３１８号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪1646番地の１
債務者　西山　久子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
静岡県浜松市中区布橋１丁目17番40号城北パーソナルハイツＷ404
債務者　谷内田隆一（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目８番３号　稲元ビル東伊場601
債務者　三上　　隆
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
静岡県袋井市富里421番地、前住所静岡県袋井市徳光295番地の６シグマハイツＤ105号
債務者　渡辺　佳昌
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
長崎県島原市萩原２丁目5010番地　森永アパート４号
債務者　稲田　勝也
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
熊本県天草市牛深町3456番地
債務者　中原美代子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月28日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第６７９４号
東京都町田市高ヶ坂７丁目７―13
債務者　木村　智恵
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７２号
静岡市葵区東千代田１丁目７番34号　レオパレス東千代田302号
債務者　丸山　昭彦
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９９号
静岡市駿河区池田2255番地の１　コルコヴァド202
債務者　中川　達之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９０号
東京都西東京市芝久保町１丁目１番10―305号
債務者　後藤　篤史
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６２号
東京都東村山市萩山町５丁目３番地３―502
債務者　齊藤八重子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８１１号
東京都調布市深大寺東町４丁目11番地８ピュア深大103
債務者　小笠原　愛
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８７８号
東京都東村山市富士見町４丁目５番地２ベルドミール201
債務者　田中　鮎美（旧姓津野）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８６号
東京都福生市南田園１丁目４番地13レオパレス南田園110号室
債務者　篠崎　幸司
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７５９号
東京都三鷹市新川６丁目17番２号レジデンス紺碧201
債務者　佐舗　和生
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部